

28 セーフティネット保証(経営安定関連保証)

突発的な災害や取引先の倒産、全国的な不況等で売上等が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達をバックアップします。

対象となる方	次表に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じており、本店所在地(個人の場合は主たる事業所)を管轄する市町長または特別区長の認定を受けた方 (注) 下表各号について、自治体融資制度がご利用いただける場合もあります。		
	1号	連鎖倒産防止	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける中小企業者等
	2号	事業活動の制限	取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者等および近隣等に所在する中小企業者等
	3号	特定地域の不況業種	突発的な災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む中小企業者等
	4号	特定地域	突発的な災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の中小企業者等
	5号	全国的な不況業種	業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業者等 (業種は経済産業大臣により、原則として四半期ごとに指定されています。詳細は、当協会ホームページ【 www.hosyokyokai-hyogo.or.jp 】でお知らせしています。)
	6号	破綻金融機関等	金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者等
	7号	金融取引の調整	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者等
	8号	金融機関の貸付債権の譲渡	整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、再生の可能性があると思われる中小企業者等
資金用途	経営の安定に必要な運転資金および設備資金 (注) 新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号は、借換資金に限定されます(真水資金のみの取扱いを不可とするものであり、借換資金に真水資金を加えたものは可能です)。		
保証限度額	2億8,000万円(組合は4億8,000万円) (注1) 別枠の普通保険(2億円(組合4億円))及び無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。 (注2) 既存の経営安定関連保証(セーフティネット保証)及び東日本大震災にかかる災害関係保証の残高との合計で2億8,000万円以内とします。 (注3) 既存の経営安定関連保証(セーフティネット保証)、災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証にかかる災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証および危機関連保証との合計限度額は5億6,000万円となります。 (注4) 破綻金融機関関連である第6号は、個人・法人に限り3億8,000万円とします。		
保証期間	10年以内		
保証料率	責任共有制度の対象となる場合【5、7、8号】 :年0.80% 責任共有制度の対象とならない場合【1～4、6号】 :年0.90% (注1) 自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。 (注2) 会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。		
保証割合	1号から4号及び6号に該当する場合は、責任共有制度対象外(100%保証) 5号、7号、8号に該当する場合は、責任共有制度対象		
手続の方法	① 対象となる方は、登記上の住所地 ^{*1} または事業実体のある事業所(個人事業主の方は事業実体のある事業所)の所在地を管轄する市区町村で認定を受けてください。 ※1 事業実態のある場合に限りです。 ② 認定書を添えて、保証付融資のお申込みをしてください。		

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。